北朝鮮によるミサイル発射、核実験及び日本人拉致問題に関する意見書(案)

我が国を初めとする国際社会は、北朝鮮に対して、国連安全保障理事会決議の完全な遵守を求め、核実験やミサイルの発射等の挑発行為を決して行わないよう繰り返し要求してきた。

そうした中、8月29日および9月15日の早朝に北朝鮮によって発射された 弾道ミサイルが、北海道の上空を通過し襟裳岬東方沖の太平洋上に落下した。 これは、国民の生活や安全・安心を著しく脅かす、これまでにない重大かつ深 刻な事態である。特に、本県の漁船や船舶が日本海で多数航行し、本県に原子 力発電所が多数立地していることに鑑みれば、大惨事につながりかねない極め て危険な行為である。

また、9月3日に、北朝鮮は、6回目となる核実験を強行した。これは、明白な国連安全保障理事会決議違反であるだけでなく、爆発規模が過去最大と推定されるなど、重大かつ差し迫った、新たな段階の脅威である。

これら北朝鮮による一連の行為は、国際社会の平和と安全を著しく損なうものであり、断じて容認することはできない。

さらに、北朝鮮は、拉致した多くの我が国民を不法に抑留し続けており、数十年も自由を奪われている被害者本人と帰国を待つ家族の忍耐は、もはや限界を超えている。政府は、全ての被害者の安全確保と早急な帰国を最優先課題とし、あらゆる方策を講じて拉致被害者全員の早急な帰国を実現させるべきである。

よって、国においては、北朝鮮に厳重に抗議するとともに、下記の事項について、全力を尽くして取り組むよう強く要望する。

記

- 1 国際社会と協調の上、北朝鮮がこのような暴挙を繰り返すことのないよう、 問題解決に向け必要なあらゆる措置を講ずること。
- 2 高度な警戒態勢を維持しながら、ミサイル発射時におけるより適切な情報 伝達、具体的でわかりやすい避難行動の周知など、国民の安全・安心を守る ために必要な、あらゆる実効性のある対策を実施すること。
- 3 日本人拉致問題の早期解決、及び拉致被害者の一日も早い救出を、あらゆる手段を通じて実現すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 28 日